

仕様書

1 件名 令和6年度導入住民情報系ネットワーク接続専用回線利用契約

2 目的

イオンモール佐野新都市に開設する（仮称）佐野新都市行政サービスセンターにおいて、住民票や印鑑登録などの証明書発行サービスを提供するため、佐野市役所とイオンモール佐野新都市とを結ぶ通信環境の確立と利用を目的とする。

3 積算範囲

本件の整備に必要な機器等の搬入・据付、配線、調整等の作業及び、提供期間中のアクセス回線の保守・管理を含めること。

4 履行場所 佐野市役所サーバ室内（栃木県佐野市高砂町1番地）
イオンモール佐野新都市2階（仮称）佐野新都市行政サービスセンター内
（栃木県佐野市高萩町1324-1）

5 履行期間 令和6年12月1日から令和9年11月30日（36ヶ月）

6 回線及び機器要件

- ・100Mbps以上の帯域確保型回線であること。
- ・履行場所間を接続する回線は、光ファイバーケーブルを利用すること。
- ・履行期間の開始日の前日までに履行場所間を接続する回線を整備すること。
- ・一般家庭向けサービスと通信設備を共用しない、法人専用の通信設備を用いたサービスであること。
- ・インターネットを経由することなく、安全に接続可能な閉域網通信であること。
- ・回線事業者の範囲として、回線を終端する機器において、RJ45のインターフェースを準備すること。
- ・回線接続拠点間を利用期間において終日及び年間を通じ、常時接続すること。
- ・履行期間の終了後は、機器等を撤去すること。

7 保守及び障害対応要件

- ・回線及び機器の保守受付対応は、24時間365日で運用できる体制を有することとし、故障受付、故障対応を行うこと。
- ・責任分界点は回線を終端する機器とし、責任範囲内で不具合が発生した場合に保守対応を行うこと。
- ・運用開始後に住民情報系ネットワークなどのシステムに影響を及ぼす障害が発生した場合は、発注者が契約する住民情報系ネットワーク機器保守業務委託事業者と協力のうえ、原因の切り

分け、及び解消に努めること。

- ・回線状態を監視する手法を有し、障害発生 of 把握が可能であること。
- ・発注者が要求した場合に、回線速度測定結果の提示が可能であること。
- ・回線等について、受注者側でメンテナンスを行う場合は、メンテナンススケジュールを確認次第、原則 1 か月前までに発注者が指定するメールアドレスへメール等で事前通知をし、その後作業を実施すること。（ただし緊急度合いの高いメンテナンス作業は除く）。

8 導入時の要件

- ・導入スケジュールや導入工程については、十分な現地調査を行い、事前に発注者と協議の上で計画をすること。なお、回線開通については、発注者が指定する住民情報系ネットワーク設置事業者と調整し、計画を立てること。
- ・各回線接続拠点において、本市の指定する 19 インチラックまで通信回線及び ONU 等の機器を敷設し、必要な設定を行うこと。なお、イオンモール佐野新都市内において、光回線を敷設するために必要となる空配管については、発注者が用意する。
- ・（仮称）佐野新都市行政サービスセンター内の敷設・設置作業は、原則として夜間帯（午後 10 時 30 分～午前 8 時）に実施すること。

9 成果物について

下表に示す書類を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく発注者へ提出すること。

提出書類名	数量	提出期限
①導入スケジュール	1 部	業者決定後 1 ヶ月以内
②屋内・屋外配線図	1 部	完了時

10 契約金額及び請求方法について

10.1 導入費用

- ・導入費用の契約金額としては、本接続専用回線を利用するに当たって導入準備期間に本仕様書の要件を満たすために必要となる機器の搬入・据付、配線、調整等の作業に関する経費を含むものとする。なお、導入費用が発生しない場合は、金額を 0 円として見積もること。
- ・導入費用は、第 1 回目の『10.2 回線利用料』と併せて請求すること。

10.2 回線利用料

- ・回線利用料の契約金額としては、提供期間中の本接続専用回線の利用料に加え、保守・管理に関する経費を含むものとする。
- ・回線利用料は、毎月 1 日から月末までの利用料を翌月に請求すること。

10.3 消費税の計算方法

- ・『10.1 導入費用』及び『10.2 回線利用料』を請求する場合は、個別に請求することなく併せて合算し、合算した金額に消費税額（1 円未満切り捨て）を加え請求すること。

1 1 その他

- (1) 本仕様書に記された内容に関しては、受注者にてその費用を負担すること。
- (2) 導入にあたり、事前に発注者と協議、打合せを行うものとする。
- (3) 導入にあたり、完了までに生じた故障及び不具合については、発注者の故意又は過失である場合を除き、受注者において原因を究明し、物件の取替え等を行い必要な費用について負担すること。
- (4) 内装工事などの影響により履行期間の開始日の前日までに履行場所間を接続する回線を整備することができない場合は、発注者と受注者で協議を行うものとする。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、明確化するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。
- (6) その他、本仕様書に明記されていない細部の事項については発注者と協議して定めるものとし、たとえ指示がない場合でも当然なすべき事項についてはこれを省略してはならない。